

パナマにおける制限措置の緩和

令和3年2月12日
在パナマ日本国大使館

【ポイント】

11日、保健省は新たに制限措置の緩和等を発表しました。

【本文】

11日、保健省は記者会見にて、最近の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、新たに制限措置の緩和等を発表しました。その概要は以下のとおりです。

1 夜間外出禁止の短縮

2月15日（月）より、平日の午後10時から翌午前4時までを外出禁止とする。（これまでよりも開始時間を1時間繰り下げ）

※ 週末の完全外出禁止措置は継続（パナマ県、西パナマ県、コクレ県、ベラグアス県、ロスサントス県、エレラ県）。

2 レストラン営業時間の延長

2月15日（月）より、レストランの営業時間を延長し、午後9時までとする。

3 ビーチ、河岸、温泉の滞在時間の拡大

（1） パナマ県、西パナマ県、コクレ県、ベラグアス県、ロスサントス県、エレラ県

2月15日（月）より、平日の午前6時から午後5時までとする。

（2） チリキ県、コロン県、ダリエン県、ボカスデルトロ県、その他自治区

2月15日（月）より、月曜から日曜までの午前6時から午後5時までとする。

以上